

令和3年12月16日

垂井町長 早野博文様

垂井町行政改革審議会
会長 中谷光雄

垂井町行政改革について（答申）

令和3年11月19日付け垂企調第62号で諮問のあった件について、垂井町行政改革審議会の設置に関する条例第2条の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 次の諮問事項については、了承します。

(1) 朝倉運動公園町民プールの廃止について

(2) 廃棄物減量等推進員の廃止について

2 付帯意見

朝倉運動公園町民プールについては、垂井町公共施設アクションプランにおいて2026年度の廃止が計画されていますが、維持管理費の負担が毎年生じていることから、早急に施設の廃止を検討されるよう求めます。